

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

建築指導課

1 改正の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等が公布された。

これに伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等が改正されることから、関連する神奈川県手数料条例について所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 申請手数料の新設

建築物の省エネ性能を向上させるため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正により、建築物エネルギー消費性能適合性判定にかかる審査対象が増えることから、申請手数料を新設する。

(2) その他の改正

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の条項ずれ等に伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、一部の規定については公布の日。